

# 国立大学法人群馬大学危機管理規則

	平成18. 3. 9	制	定
改正	平成18. 6. 1	平成18.12.27	
	平成19. 4. 1	平成19.12. 1	
	平成20.12. 1	平成21. 6.24	
	平成23. 4. 1	平成25. 4. 1	
	平成26. 4. 1	平成28. 4. 1	
	平成28. 9.21	平成29. 5. 1	
	平成29.12. 1	平成31. 4. 1	
	令和 2. 4. 1		

## (目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本学の学生（生徒，児童及び幼児を含む。），教職員，患者及び近隣住民（以下「学生等」という。）の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規則において「危機管理」とは、本学における危機の発生を未然に防止するための事前対策，危機発生時の対応策及び危機収束時の事後対策等の総合的な取組をいう。

2 この規則において「学部等」とは、共同教育学部（教育学研究科及び附属学校を含む。），社会情報学部（社会情報学研究科を含む。），医学系研究科（医学部医学科，重粒子線医学推進機構及び未来先端研究機構を含む。），保健学研究科（医学部保健学科を含む。），理工学府（理工学部及び研究・産学連携推進機構を含む。），生体調節研究所，医学部附属病院及び事務局（総合情報メディアセンター，大学教育・学生支援機構，国際センター，数理データ科学教育研究センター，食健康科学教育研究センター及びダイバーシティ推進センターを含む。）をいう。

## (危機管理の対象)

第3条 この規則に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育・研究・診療活動の遂行に支障のある事態
- (2) 学生等の安全に関する事態
- (3) 施設管理上の重大な事態
- (4) 社会的影響の大きい事態
- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう事態
- (6) その他組織的かつ迅速に対処することが必要と考えられる事態

## (危機管理のための責務)

第4条 学長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、全学の危機管理体制の

充実に努めなければならない。

2 役員（学長及び監事を除く。）は、学長を補佐し、危機管理体制の充実に努めなければならない。

3 学部等の長は、当該学部等における危機管理の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該学部の危機管理体制の充実に努めなければならない。

4 教職員は、職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

（学部等の長の責務）

第5条 学部等の長は、当該学部等における危機管理体制の整備、危機管理の研修等の実施により、日常的な危機管理の充実に努めなければならない。

2 学部等の長は、法令及び関係する学内規則等に従い、学生等が本学に起因する危機事象により災害等を被ることのないように、常に配慮しなければならない。

3 学部等の長は、危機管理に当たり、必要に応じて学生等に対する情報提供等に努めるものとする。

第6条 学部等の長は、当該学部等のみに係る危機事象であって、当該学部等限りで対処することが適切と判断する場合は、その内容、対処方針及び対処状況等を学長に報告し、了解を得るものとし、必要に応じて当該学部等に危機対策本部を設置するものとする。

2 学部等の長は、当該学部等のみの危機事象であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し第11条に規定する危機対策本部の設置を申し出るものとする。

（危機事象に関する報告）

第7条 教職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、直ちに当該学部等の長に報告しなければならない。

2 当該学部等の長は、前項の報告を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに当該危機事象の状況を確認し、学長及び次条に定める危機管理室に報告するとともに、対処方針を協議しなければならない。ただし、危機事象が情報ネットワーク・コンピュータシステムに関連するものである場合は、次条第2項に定める組織に速やかに報告しなければならない。

3 教職員は、第1項の危機事象に限らず、緊急に対処すべき事案が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、直ちに最寄りの事務部等に報告しなければならない。

（危機管理室の設置）

第8条 危機管理に関する全学的な業務及び学部等の危機管理に対する支援、連絡調整等を行うため、危機管理室を置く。

2 前項の危機管理室に、情報ネットワーク・コンピュータシステムに関連する危機事象へ対応するための組織を置く。当該組織に関して必要な事項は別に定める。

（危機管理室の組織）

第9条 危機管理室に室長を置き、理事のうち学長が指名する者をもって充て、危機管理室の業務を統括する。

2 危機管理室に室長補佐を置き、総務部長をもって充て、室長を補佐する。

3 危機管理室の事務は、関係部課等の協力の下に総務部総務課が行う。

（危機管理室の業務）

第10条 危機管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 危機管理に係わる情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 危機管理体制及び危機管理システムの構築に関すること。
- (3) 危機管理に係わる学内組織との連絡調整に関すること。
- (4) 危機管理に係わる情報の学生等への周知に関すること。
- (5) その他危機管理に関すること。

(危機対策本部)

第11条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事象に係わる危機対策本部を設置するものとする。

2 危機対策本部の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長を置き、学長をもって充て、危機対策本部の業務を統括する。
- (2) 副本部長を置き、室長をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員を置き、役員（学長及び監事を除く。）、関係学部等の長及び関係教職員のうち学長が指名する者をもって充てる。

3 危機対策本部の事務は、総務部総務課その他関係部課等の協力の下に行う。

4 危機対策本部は、当該危機事象への対処の終了をもって解散する。

(危機対策本部の権限)

第12条 危機対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に迅速に対処しなければならない。

2 教職員は、危機対策本部の指示に従わなければならない。

3 危機対策本部は、当該危機事象の対処に当たり、学内規則等に定める役員会等の審議の手続を省略することができる。

4 危機対策本部は、前項の規定により役員会等の審議の手続を省略した場合は、当該危機事象の対処後に役員会等に対処内容を報告しなければならない。

(本部長が不在の場合の措置)

第13条 本部長が出張等により不在の場合は、副本部長が、この規則に基づき、危機事象の対処に当たるものとする。

2 本部長及び副本部長が不在の場合は、本部長があらかじめ指名する者が、この規則に基づき、危機事象の対処に当たるものとする。

(雑 則)

第14条 この規則の定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年9月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。